

公募型プロポーザル方式による手続きへの参加者募集の公告

下記の業務の委託について、公募型プロポーザル方式による手続きの開始にあたり、参加希望者を募集するので公告する。

令和7年9月11日

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長 深田 佳作

記

1 業務概要

(1) 委託業務名

公社分収林施業・管理委託業務

(2) 委託区域の概要

① 委託区域

公社分収林（公益的機能林を含む） 13,558ha

② 資源構成等

委託区域一覧表、位置図及び施業図のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(4) 委託料の限度額

5年間で1,993,580千円

各年度における委託料の限度額は次のとおり。

(単位：千円)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合 計
361,315	377,322	397,892	424,116	432,935	1,993,580

※ 消費税及び地方消費税額を含む。

(5) 委託業務内容

次の①から⑧のとおりとする。

なお、業務の具体的な内容については、仕様書（案）を基本とし、技術提案の内容を受けて最終的に決定するものとする。

① 委託区域に係る間伐等の森林整備及び作業道開設等（以下「森林整備等」という。）

について、第5期分収造林事業計画及び土地所有者との分収造林契約その他関係法令に基づき実施すること。

② 森林整備等作業については、公社施業基準及び各仕様書を遵守し実施すること。

- ③ 令和 9 年度を始期とする新たな森林経営計画（属人計画）を作成し、提出すること。
- ④ 間伐等により伐採・搬出した木材を販売すること。
- ⑤ 委託区域の管理等を実施すること。
- ⑥ 森林整備等の業務を行う上で、土地所有者等利害関係者の承諾が必要な場合は、説明を行い、承諾を得ること。また、法令等による規制がある場合は、事前に許認可等を得るなど、関係機関との連絡調整を行うこと。
- ⑦ 森林整備等の実施に伴い、山口県補助金等交付規則（平成 18 年 12 月 5 日山口県規則第 138 号）に基づく補助金（以下「造林補助金」という。）の交付申請に必要な書類を作成し、提出すること。

なお、県の竣工検査等にあたっては、必要な書類を整備するとともに、現地検査については、公社の代理として立会すること。
- ⑧ 公社分収林を核とした周辺森林との一体的な施業を目指すよう努めること。

2 参加資格

本手続に参加できる者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等で構成されるグループ（以下「共同企業体」という。）であって、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 次の①から⑤のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）である者
 - ② 役員等（法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者又はその権限を代行し得る地位にある者）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者
 - ③ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに関し、金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

- ④ 役員等が、正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、金品等の供与をしたと認められる者
 - ⑤ 役員等が暴力団と交際していると認められる者
- (4) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (5) 本店、支店及び営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 次の各号に掲げる資格のいずれかに該当する者であること。
- ① 森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 3 条に規定する県内の森林組合及び森林組合連合会
 - ② 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 5 条第 1 項の規定による山口県知事の認定を受けた者
 - ③ 森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 36 条の規定による山口県知事の登録を受けた者
- (7) 県内広範囲にわたる委託区域での森林経営計画並びに施業計画を提案し、適切かつ円滑に事業の施行管理を行うための管理資格を有する者（次の【管理に必要な資格】のうち、いずれかに該当する者）を 2 名以上常時雇用している者であること。

【管理に必要な資格】

取得資格名	内 容
技術士	技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（森林部門に限る。）
フォレストマネージャー	林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成 8 年農林水産省令第 25 号）第 1 条第 1 項に規定する研修終了者名簿に登録されたフォレストマネージャー
林業普及指導員 又は林業専門技術員	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 187 条第 3 項に規定する林業普及指導員試験に合格した者又は森林法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 20 号）附則第 3 条第 1 項に規定する者
森林施業プランナー	全国森林組合連合会等の主催する森林施業プランナー育成研修を終了した森林施業プランナー
林業技士	一般社団法人日本森林技術協会の登録を受けた林業技士

- (8) 共同企業体の場合は、その構成員が単独で、又は他の共同企業体の構成員として重複参加していないこと。

3 手続等

(1) 担当窓口

当該業務の担当窓口（以下「担当窓口」という。）は次のとおり。

〒753-0021 山口市桜島三丁目2番1号

公益財団法人やまぐち農林振興公社／総務部・森林部

電話番号：（総務部）083-924-8100・（森林部）083-924-5716

FAX番号：083-924-5719

Eメールアドレス：mail@y-agreen.or.jp

(2) 募集要領の配布期間

当該業務委託に係る募集要領を、公告の日から令和7年10月14日（火）午後5時まで、担当窓口又は下記の公社ホームページにおいて配布する。

【公社ホームページアドレス】<https://www.y-agreen.or.jp>

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 令和7年10月14日（火）午後5時まで

② 提出方法 担当窓口まで持参又は郵送による（配達証明書付き書留郵便の場合に限り、受領期間内に必着のこと。）

(4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 令和7年11月14日（金）午後5時まで

② 提出方法 担当窓口まで持参又は郵送による（配達証明書付き書留郵便の場合に限り、受領期間内に必着のこと。）

4 その他

詳細は、「公社分収林施業・管理業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領」による。